

海外事業者が販売する製品の注意事項

ECサイトの発達により、海外の商品を簡単に仕入れられるようになりましたが、取り扱いには下記の注意が必要です。

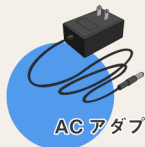
PSEマーク

電気用品安全法



対象の電気製品は、PSEマーク及び届出事業者名の表示がないと販売できません。

代表例



ACアダプター



延長コード



モバイルバッテリー

※家庭用コンセントに直接接続する機器のイメージです（例外有）

参考URL 経済産業省 電気用品安全法 <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

輸入食品等の届出

食品衛生法

検疫所に届出が行われていない輸入食品等は、販売又は営業上使用することができません。

代表例



食品



食品添加物



器具



容器包装・乳幼児用のおもちゃ

食品だけでなく乳幼児用のおもちゃも対象です！

※食品、食品が直接触れる容器、直接口に入れるもののイメージです

参考URL 厚生労働省 食品衛生法に基づく輸入手続き <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>

技適マーク

電波法



技適マークの付いていない無線機は、使用することができません。（販売者ではなく使用者が罰せられます）

代表例



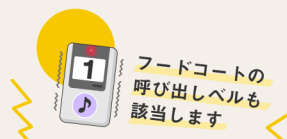
携帯電話



Wi-Fi (無線LAN機器)



Bluetooth機能の付いた製品



※電波を発する機器は基本的に該当します

参考URL 総務省 技適マークのQ&A https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/giteki_mark/

PSCマーク

消費生活用製品安全法



対象製品は、PSCマークの表示がなければ販売することができません。

代表例



乳幼児用ベッド



ライター



乗車用ヘルメット

自転車用ヘルメットは対象外

参考URL 経済産業省 消費生活用製品安全法 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act_outline.html

化粧品輸入に関する許可

医薬品医療機器等法

化粧品を輸入し販売するには、化粧品製造販売業許可が必要です。

代表例



口紅



日焼け止め



石鹸

※該当しない製品でも、直接肌に触れるものは安全性に注意が必要です。

参考URL 日本貿易振興機構 (JETRO) 化粧品の輸入手続き <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04M-010768.html>

分かりやすさを優先して内容を簡略化してあります。詳細はリンク先の各省庁、機関等にお問合せ下さい。

この記事の情報に基づきとった行動で不利益が出た場合でも、弊社は一切の責任を負いません。

有限会社 コンビニエンス商事
2024年9月20日現在